

医療安全管理委員会・医薬品安全管理委員会で承認された治療法

当院の医療安全管理委員会・医薬品安全管理委員会および幹部会にて、下記の治療法が承認されました。

承認の結果に基づき、下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。

なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。

この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、診療科の担当医にお伝え下さい。

実施内容	ビーフリード輸液の中心静脈からの投与
実施責任者	地方独立行政法人 市立吹田市民病院 病院長
対象者	当院でビーフリード輸液を投与される患者さん
承認日	2026年5月1日
対象期間	承認後から永続的に使用
目的・概要	<p>ビーフリード輸液は、ビタミンB1、ブドウ糖、電解質、アミノ酸を配合した輸液で、末梢静脈から投与可能な静脈栄養輸液製剤として開発されました。そのため、添付文書には末梢静脈内に点滴静注すると記載されています。しかし、ビーフリード輸液は浸透圧が高く、末梢静脈から投与すると、一定の頻度で静脈炎が生じます。一方で、浸透圧の高い輸液製剤を中心静脈から投与すると静脈炎は起こりにくいとされています。</p> <p>抗がん剤を投与する場合、抗がん剤の血管外漏出のリスク回避などを目的として中心静脈カテーテルを留置し、中心静脈から抗がん剤を投与することがあります。また、経口摂取ができない、あるいは、経口摂取量が少ない場合、栄養状態の改善のために中心静脈カテーテルを留置し、中心静脈から輸液を投与することがあります。</p> <p>中心静脈カテーテルが留置されている患者さんの場合、ビーフリード輸液を投与するために、あえて末梢ルートを確保し末梢静脈から投与する必要がありますが、静脈炎のリスクを高める可能性があります。</p> <p>以上の理由により、中心静脈カテーテルが留置されている患者さんの場合、ビーフリード輸液を中心静脈から投与することがあります。</p>
予想される不利益と対策	本輸液を中心静脈から投与する不利益は特にないと考えられます。